

防府市介護保険給付の制限及び給付の特例に関する要綱

平成13年4月1日制定

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第66条の規定に基づく保険料滞納者に係る支払方法の変更（以下「支払方法の変更」という。）、法第67条の規定に基づく保険給付の支払の一時差止（以下「支払の一時差止」という。）、法第68条の規定に基づく医療保険各法の規定による医療保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止（以下「給付の一時差止」という。）及び法第69条の規定に基づく保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例（以下「給付の特例」という。）に関する事務の取扱いについては、法及び関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(給付の制限及び給付の特例の対象者)

第2条 支払方法の変更、支払の一時差止及び給付の一時差止（以下「給付の制限」という。）並びに給付の特例の対象者は、次のとおりとする。

(1) 支払方法の変更の対象者は、保険料を滞納している要介護認定等を受けた第1号被保険者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第98条に規定する医療に関する給付を受けることができるもの（以下「公費負担医療受給者等」という。）を除く。）で、要介護認定等を行う時点に納期限から1年以上経過する滞納保険料が存在する者

(2) 支払の一時差止の対象者は、第6条により支払方法の変更の決定を受けた被保険者で、保険料の納期限から1年6月経過後も保険料を納付していない者

(3) 給付の一時差止の対象者は、要介護認定等を受けた第2号被保険者で法第68条による未納医療保険料等が存在し、当該医

療保険者から依頼のあった者

(4) 給付の特例の対象者は、第1号被保険者が要介護認定等を行う時点の10年前の日の属する年度から、認定を行う時点の属する年度までの各年度の内、法第69条第1項に規定する保険料徴収権消滅期間がある者

(給付の制限の対象者からの除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、給付の制限の対象者から除外する。

(1) 次に掲げる特別な事情があり、保険料（給付の一時差止の対象者にあつては、医療保険料等と読み替える。以下この項において同じ。）を納付することが困難であると第4条の介護保険給付制限判定委員会で認められる場合

ア 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第30条第1号により、その被害額が多額で生活に重大な支障を及ぼしていること。

イ 施行令第30条第2号により、若しくは通院を要する慢性の病気にかかり、又は負傷し、生活に重大な支障を及ぼしていること。ただし、通院にあつては、当該通院によって就労が具体的に妨げられているものに限る。

ウ 施行規則第100条第1号により、かつ、他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していること。

エ 施行規則第100条第2号により、生活に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していること。

オ 施行規則第100条第3号により、保険料を滞納している被保険者が生活保護の被保護者であること。ただし、当該者が支払方法の変更の原因となるべき滞納に係る保険料の納期限において生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限る。

カ 施行規則第100条第4号による事由に該当すること。

(2) その他特に市長が認める者

- 2 第5条第2項第1号又は第11条第2項第1号により予告通知を受け、前項の規定に該当し給付の制限の対象者から除外を受けようとする者又は当該措置に異議等がある場合は、当該予告通知を受けた日から15日以内に弁明書（第1号様式）及び必要な添付書類を市長に提出しなければならない。提出期限を過ぎても弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を付与したものとする。

(介護保険給付制限判定委員会)

第4条 給付の制限及び給付の特例の可否を審査、判定するために、介護保険給付制限判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員6人をもって組織し、委員長は健康福祉部長、副委員長は健康福祉部次長、その他の委員は健康福祉部高齢福祉課並びに総務部収納課の課長及び課長補佐をもって充てる。ただし、同職にある者が2人以上の場合は、委員長が1人を指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席がなければ、これを開き決定することができない。
- 6 委員会の決定は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 7 委員長は、決定する案件が少数の場合又は急を要する場合は、委員の持ち回り審議に付して委員会の開催に代えることができる。
- 8 委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において行う。
- 9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(支払方法の変更の判定)

第5条 第2条第1号の対象者に支払方法の変更の措置を行う場合は、弁明書及び調査書を資料として委員会で審査し、可否を判定するものとする。

2 前項により審査、判定するときは、次の各号に掲げる手続きを経なければならない。

(1) 第2条第1号の対象者に該当したときは、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書（第2号様式）に弁明書を添えて通知し、滞納している保険料の納付相談を実施するとともに指導しなければならない。

(2) 前号の規定により通知したにもかかわらず、滞納に係る相談等に応じないとき又は第7条第1項第2号に規定する滞納額の著しい減少がないときは、調査書（第3号様式）を作成し、弁明書とともに委員会へ提出する。

（支払方法の変更）

第6条 前条により委員会で可否を判定し、支払方法の変更を決定した場合は、決定した日の属する月の翌月初日又は資格者証の有効期限の属する月の翌月初日のいずれか遅い日から支払方法の変更の措置を開始する。

2 前項により支払方法の変更の措置を受けた被保険者に要介護認定等の結果を被保険者証に記載する際に、法第66条第1項の支払方法変更の記載をするものとする。ただし、必要があると認めるときは、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書（第4号様式）により通知し、被保険者証の提出を求め、支払方法変更の記載をした新たな被保険者証を交付する。

（支払方法の変更の終了）

第7条 前条により支払方法の変更の措置を受けている被保険者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該被保険者は市長に対し、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）終了申請書（第5号様式）及び必要書類を添付して申請しなければならない。ただし、第1号又は第2号の要件に該当するときは、当該申請があったものとみなし省略することができるものとする。

(1) 滞納となっている保険料を完納した場合

(2) 滞納している保険料の一部を納付し、保険料の納期を12

ヵ月以上経過する滞納額が著しく減少したと認められる場合

(3) 公費負担医療受給者等となった場合

(4) 第3条各号のいずれかに該当する被保険者となった場合

2 市長は、前項第2号又は第4号により申請があったときは、速やかに委員会で可否を審査、判定し、決定する。また、同項第1号又は第3号により申請があったときは、内容を確認後、直ちに支払方法の変更の終了を決定する。

3 前項により介護保険給付の支払方法変更終了決定（却下）通知書（第6号様式）を送付し、支払方法の変更の終了を決定した場合は、当該者の被保険者証の支払方法変更の記載を削除するとともに申請日の属する月の翌月初日に支払方法の変更の措置を解除する。

（支払の一時差止）

第8条 第6条の規定により支払方法の変更の措置を受けた被保険者から介護保険償還払い給付申請が提出された時点において、当該被保険者に係る保険料が納期限から1年6ヵ月経過後も納付されていない場合は、保険給付の全部又は一部について、支払の一時差し止めをするものとする。

2 前項の規定により、支払の一時差し止めをするときは、その額が保険料の滞納額に比し、著しく高額なものとならないように留意しなければならない。

3 第1項の支払の一時差し止めをするときは、介護保険給付の支払一時差止通知書（第7号様式）により通知するものとする。

4 支払の一時差し止めは、前項の規定による通知をした日の属する月の保険給付分から開始するものとする。

（給付からの滞納保険料の控除）

第9条 前条による支払の一時差止の措置以降、2月経過後においても納付指導等に応じない場合は、施行規則第106条の規定により、保険給付の差し止め額から保険料滞納分を控除するものとし、その旨を記した介護保険滞納保険料控除通知書（第8号様式）により通知する。

- 2 当該滞納保険料を控除後、支払の一時差止にかかる給付費に残額がある場合には、残額を当該被保険者に対して支払うものとする。
- 3 第1項により、当該滞納保険料が完納となったとき又は著しく減少したと認められるときは、第7条の規定に基づき処理をする。

(支払の一時差止の終了)

第10条 第8条の支払の一時差止の措置を受けた被保険者のうち、第7条により支払方法の変更の措置を解除した被保険者については、支払の一時差止の措置を解除したものとする。ただし、第8条により現に一時差止している保険給付金については、必要と認めた場合を除き、支払いを行わない。

(給付の一時差止)

第11条 第2条第3号の対象者に給付の一時差止を行う場合は、弁明書及び調査書を資料として委員会で審査、判定するものとする。

- 2 前項により審査、判定するときは、次の各号に掲げる手続きを経なければならない。

(1) 第2条第3号の対象者に該当したときは、介護保険給付の差止予告通知書(第9号様式)に弁明書を添えて通知しなければならない。

(2) 前号の規定により予告通知した後、法第68条第5項の内容について当該対象者の加入する医療保険者に対し、書面により情報提供を求めて調査書を作成し、弁明書とともに委員会へ提出する。

- 3 第1項により委員会で判定し、給付の一時差止を決定した場合は、決定した日の属する月の翌月初日又は資格者証の有効期限の属する月の翌月初日のいずれか遅い日から給付の一時差止を開始する。
- 4 前項により給付の一時差止の措置を受けた被保険者に介護保険給付の差止処分通知書(第10号様式)により通知し、被保険者証の提出を求め、法第68条第1項の保険給付差止の記載をした新たな被保険者証を交付する。ただし、要介護認定等の結果を被保険者証に記載する際に、これを行う場合は、この限りではない。

(給付の一時差止の終了)

第12条 前条により給付の一時差止の措置を受けている被保険者が、次のいずれかに該当するときは、当該被保険者は市長に対して、介護保険給付の差止措置終了申請書（第11号様式）及び必要書類を添付して申請しなければならない。

(1) 未納となっている医療保険料等を完納した場合

(2) 未納医療保険料等が著しく減少した場合

(3) 第3条各号のいずれかに該当する被保険者となった場合

2 市長は、前項第2号又は第3号により申請があったときは、速やかに委員会で可否を審査、判定し、決定する。また、同項第1号により申請があったときは、内容を確認後、直ちに給付の一時差止の終了を決定する。

3 前項により介護保険給付の差止措置終了決定（却下）通知書（第12号様式）を送付するとともに、給付の一時差止の終了を決定した場合は、当該者の被保険者証の保険給付差止の記載を消除し、申請日の属する月の翌月初日に給付の一時差止の措置を解除する。

(納付相談等の継続)

第13条 給付の制限にかかる被保険者に対しては、給付の制限を記載した被保険者証を交付した後においても、納付相談等を継続して行い、滞納している保険料（給付の一時差止にかかる被保険者にあつては、未納医療保険料等）の自主納付を促進する。

(給付の特例)

第14条 要介護認定等をした場合において、第2条第4号の対象者に給付の特例を行う場合は、施行令第33条及び施行規則第111条第1項から第5項の規定により定める期間について給付の特例の措置を行うものとし、当該被保険者に要介護認定等の結果を被保険者証に記載する際に、法第69条第1項の給付額減額等の記載をするとともに、その旨を記した介護保険給付額減額等通知書（第13号様式）により通知する。ただし、次条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 2 前項の規定により、給付額減額等の記載を受けた被保険者が当該記載を受けた日の属する月の翌月初日から給付の特例の措置を開始する。
- 3 すでに給付額減額等の記載がされた被保険者については、要介護認定等を行うたびごとに、給付額減額期間を再計算するものとする。ただし、当該認定において、当該給付額減額等の期間が経過していない場合は、再計算しないものとする。

(給付の特例の免除)

第15条 前条により給付の特例の措置を受けている被保険者が、次のいずれかに該当するときは、当該被保険者は市長に対して、介護保険給付額減額等免除申請書（第14号様式）及び必要書類を添付して申請しなければならない。

(1) 次に掲げる特別な事情があり、居宅サービス若しくは施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると委員会で認められる場合

ア 施行令第35条第1号により、その被害額が多額で生活に重大な支障を及ぼしていること。

イ 施行令第35条第2号により、若しくは通院を要する慢性の病気にかかり、又は負傷し、生活に重大な支障を及ぼしていること。ただし、通院にあつては、当該通院によって就労が具体的に妨げられているものに限る。

ウ 施行規則第113条第1号によりかつ、他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していること。

エ 施行規則第113条第2号により、生活に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していること。

オ 施行規則第113条第3号により、保険料を滞納している被保険者が被保護者であること。

カ 施行規則第113条第4号の状態となるものであること。

(2) その他、特に市長が認める者

2 前項により申請があったときは、速やかに委員会で審査し、その結果について介護保険給付額減額等免除決定（却下）通知書（第15号様式）により通知する。

3 前項において、給付の特例の終了が適当と決定した場合は、当該被保険者証の給付額減額等の記載を消除し、決定した日の属する月の翌月初日に給付の特例の措置を解除する。

（給付の特例の終了）

第16条 第14条により給付の特例の措置を受けている被保険者が、法第69条第1項の給付額減額期間が経過したときは、当該被保険者証の給付額減額等の記載を消除し、当該期間を経過した日をもって給付の特例の措置を解除する。

（被保険者資格の喪失等）

第17条 給付の制限又は給付の特例の措置を受けている被保険者が、次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日をもって当該措置を解除する。

（1） 介護保険の被保険者の資格を喪失した場合

（2） 要介護被保険者でなくなった場合

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

年 月 日

(宛先) 防府市長

被保険者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

弁 明 書

(具体的に理由を記入のこと)

1 提出期限 _____ 年 月 日まで (期限厳守のこと)

2 提出先 防府市寿町7番1号 防府市 高齢福祉課 電話 25-2128

◎ 提出期限経過後は、弁明の機会を付与したものと見なします。

第 年 月 日 号

様

防府市長



介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書

年 月 日にあなたは要介護認定等の申請をされましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり滞納となっています。

介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も保険料滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づく保険給付の償還払い化の措置（支払方法変更）をとることになりますので予告します。

「保険給付の償還払い化（支払方法変更）」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分を保険者（防府市）に対して請求する支払方法に変更する制度です。

なお、特別な事情等により一括納付が困難な場合などは、防府市高齢福祉課に連絡してください。

記

【保険料滞納の状況】

年 月 日現在

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
第10期			第10期			第10期		
計			計			計		

問い合わせ先 防府市寿町7番1号 防府市 高齢福祉課 電話 25-2128

弁明の機会を付与する通知

この通知内容について特別な事情または異議がある場合には、弁明をすることができますので、下記の提出期限までに別添弁明書を提出してください。

弁明書提出期限 年 月 日

弁明書提出先 防府市寿町7番1号 防府市 高齢福祉課 電話 25-2128

- ◎ 期日までに都合が悪く来庁できない場合は、必ずご連絡ください。
- ◎ 本通知書と行き違いに保険料を納付された場合は、ご容赦ください。

様

防府市長



介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書

年 月 日付け 第 号で、「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書」によりすでに通知していますが、未だ下記の介護保険料が滞納となっていますので、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて保険給付の支払方法を変更し、保険給付を償還払いとすることに決定しましたので通知します。

なお、支払方法変更の記載を行いますので、介護保険被保険者証を提出してください。

提出先 防府市 高齢福祉課
提出期限 年 月 日

また、滞納保険料を完納されたり著しく減少した場合、災害その他特別な事情等があると認められる場合には、申請によりこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証をご持参の上、防府市高齢福祉課に申し出てください。

【 保険料滞納の状況 】 年 月 日現在

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
第10期			第10期			第10期		
計			計			計		

問い合わせ先 防府市寿町7番1号 防府市 高齢福祉課 電話 25-2128

不服の申立

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県介護保険審査会に審査請求ができます。また、審査請求に対する裁決を経てなおこの処分に不服があるときは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、次のいずれかの場合を除き、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- ② 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

住所 山口市滝町1番1号 山口県健康福祉部長寿社会課内 山口県介護保険審査会 電話 083(933)2774

※ 災害その他特別な事情等については、この通知書の裏面に記載していますので、参照してください。

◎ 滞納保険料を完納又は著しく減少した場合若しくは、保険料納付につき災害その他特別な事情等

- (1) 滞納となっている介護保険料を完納した場合
- (2) 滞納している介護保険料の一部を納付し、介護保険料の納期を12ヶ月以上経過する滞納額が著しく減少したと認められる場合
- (3) 当該被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、その被害額が多額で生活に重大な支障を及ぼしていると認められる場合
- (4) 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な傷害を受け、長期間入院したこと若しくは通院を要する慢性の病気にかかり、又は負傷したことにより、その者の収入が著しく減少し生活に重大な支障を及ぼしていると認められる場合（ただし、通院にあつては、当該通院によって就労が具体的に妨げられているもの）
- (5) 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少し、かつ、他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していると認められる場合
- (6) 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により生活に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していると認められる場合
- (7) 当該被保険者が被保護者である場合（ただし、当該被保険者が支払方法の変更の原因となるべき滞納に係る介護保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限り）
- (8) 当該被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給、予防接種法第12条第1号の医療費の支給、身体障害者福祉法第19条の更正医療の給付又は更正医療に要する費用の支給、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付、結核予防法第34条第1項又は第35条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法第28条第1項第1号の医療費の支給、沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給、健康保険法施行令第79条第5項、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第17条の6第5項、船員保険法施行令第3条の2の5第5項、国民健康保険法施行令第29条の2第5項、国家公務員共済組合法施行令第11条の3の2第5項（私立学校教職員共済法施行令第5条において準用する場合を含む）又は地方公務員等共済組合法施行令第23条の3第5項の規定による高額療養費の支給、老人保健法第28条第7項の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病に係る同法第17条第1項各号に掲げる給付であつて、同法第28条第7項の規定に基づき市町村長の認定を受けている者に係るもの、これらの給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める給付を受けることとなった場合

介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）終了申請書

(宛先) 防府市長

次のとおり、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）終了を申請します。

		申請年月日	年 月 日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号		
被保険者番号		個人番号	
被保険者氏名	フリガナ		
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	男 ・ 女
住 所	〒 電話番号		
申請の理由	1. 完納 2. 公費負担医療の受給 3. 災害等 4. 長期入院等 5. その他 ※ 滞納保険料の著しい減少の場合は、5. その他を選択 (具体的に記載して下さい。)		
処理欄	受付欄		

第 年 月 日 号

様

防府市長



介護保険給付の支払方法変更終了決定（却下）通知書

先に申請のありました、介護保険給付の支払方法（償還払い化）終了申請については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1_申請結果 承認 ・ 不承認

2_理由

3_承認の場合の 年 月 日
終了年月日

問い合わせ先 防府市寿町7番1号 防府市 高齢福祉課 電話 25-2128

不服の申立

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県介護保険審査会に審査請求ができます。また、審査請求に対する裁決を経てなおこの処分に不服があるときは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、次のいずれかの場合を除き、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- ② 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

住所 山口市滝町1番1号 山口県健康福祉部長寿社会課内 山口県介護保険審査会 電話 083(933)2774

様

防府市長



介護保険給付の支払一時差止通知書

年 月 日にあなたは、介護保険給付の償還払いの申請をされましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり滞納となっています。

介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、保険給付の支払の一時差止の措置が定められています。

したがって、下記の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第67条第1項・第2項の規定に基づき、保険給付の支払の一時差止を行うことに決定しましたので、通知します。

「保険給付の支払の一時差止」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、償還払いの対象となる金額の全部または一部について支払の一時差止めを行うものです。

期日 年 月 日

なお、今回給付の支払の一時差止めの対象となる介護サービス及び金額は、次のとおりです。

差止めの対象となる介護サービス	:
差止めの対象となる給付額	:

なお、この通知により保険給付の支払の一時差止が行われた場合でも、災害その他特別な事情があると認められる場合には、申請によりこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は被保険者証を添えて、防府市高齢福祉課に申し出てください。

【 保険料滞納の状況 】

年 月 日現在

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
第10期			第10期			第10期		
計			計			計		

問い合わせ先 防府市寿町7番1号 防府市 高齢福祉課 電話 25-2128

不服の申立

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県介護保険審査会に審査請求ができます。また、審査請求に対する裁決を経てなおこの処分に不服があるときは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、次のいずれかの場合を除き、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- ② 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

住所 山口市滝町1番1号 山口県健康福祉部長寿社会課内 山口県介護保険審査会 電話 083(933)2774

※ 災害その他特別な事情等については、この通知書の裏面に記載していますので、参照してください。

◎ 滞納保険料の完納又は著しく減少した場合若しくは、保険料納付につき災害その他特別な事情等

- (1) 滞納となっている介護保険料を完納した場合
- (2) 滞納している介護保険料の一部を納付し、介護保険料の納期を12ヶ月以上経過する滞納額が著しく減少したと認められる場合
- (3) 当該被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、その被害額が多額で生活に重大な支障を及ぼしていると認められる場合
- (4) 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な傷害を受け、長期間入院したこと若しくは通院を要する慢性の病気にかかり、又は負傷したことにより、その者の収入が著しく減少し生活に重大な支障を及ぼしていると認められる場合（ただし、通院にあつては、当該通院によって就労が具体的に妨げられているもの）
- (5) 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少し、かつ、他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していると認められる場合
- (6) 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により生活に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していると認められる場合
- (7) 当該被保険者が被保護者である場合（ただし、当該被保険者が支払方法の変更の原因となるべき滞納に係る介護保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限り）
- (8) 当該被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給、予防接種法第12条第1号の医療費の支給、身体障害者福祉法第19条の更正医療の給付又は更正医療に要する費用の支給、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付、結核予防法第34条第1項又は第35条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法第28条第1項第1号の医療費の支給、沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給、健康保険法施行令第79条第5項、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第17条の6第5項、船員保険法施行令第3条の2の5第5項、国民健康保険法施行令第29条の2第5項、国家公務員共済組合法施行令第11条の3の2第5項（私立学校教職員共済法施行令第5条において準用する場合を含む）又は地方公務員等共済組合法施行令第23条の3第5項の規定による高額療養費の支給、老人保健法第28条第7項の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病に係る同法第17条第1項各号に掲げる給付であつて、同法第28条第7項の規定に基づき市町村長の認定を受けている者に係るもの、これらの給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める給付を受けることとなった場合

第 号
年 月 日

様

防府市長



介護保険料控除通知書

年 月 日付け 第 号により、あなたの保険給付について一時差止めを行い、その後も納付をお願いしていたところですが、未だに介護保険料が納付されていません。

保険料が滞納のままですと、制度の運営に重大な支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、一時差止めの対象となっている介護給付費から滞納保険料を控除する措置が定められています。

したがって、介護保険法第67条第3項の規定に基づき、下記のとおり、あなたの一時差止め対象となっている保険給付から保険料を控除することに決定しましたので、通知します。

なお、介護保険被保険者証の支払方法の変更の記載を削除しますので、下記の期日までに被保険者証と印鑑を持参してください。

○ 期 日 年 月 日

○ 場 所 防府市 高齢福祉課

【 一時差止めの給付費の内容 (A) 】

【 控除保険料額 (B) 】

利用年月日	サービスの種類	給付額
合	計	

年 度	期 別	保険料額	納期限
合	計		

滞納保険料控除後の保険給付費支給額 (A - B)	円
-----------------------------	---

※ なお、滞納保険料控除後の保険給付費支給額に記載がある場合は、保険給付費支給額の振込先の金融機関等（郵便局を除く）の通帳を持参してください。

問い合わせ先 防府市寿町7番1号 防府市 高齢福祉課 電話 25-2128

(第2号被保険者用)

第 号
年 月 日

様

防府市長



介護保険給付の差止予告通知書

年 月 日にあなたは要介護認定等の申請をされましたが、あなたの医療保険料等は下記のとおり滞納となっています。

医療保険料等が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も医療保険料等の滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第68条第1項に基づき保険給付の償還払い化の措置（支払方法変更）及び保険給付の一時差止の措置をとることになりますので予告します。

「保険給付の償還払い化（支払方法変更）」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分（費用の9割、8割又は7割）を保険者（防府市）に対して請求する支払い方法に変更する制度です。

「保険給付の一時差止」とは、償還払い化された保険給付について、償還払いの申請があった場合、医療保険料等の滞納の状況に応じて、償還払いの対象となる金額の全部または一部について、支払の一時差止めを行うものです。

なお、特別な事情等により一括納付が困難な場合などは、防府市高齢福祉課に連絡してください。

【 医療保険料等の滞納の状況 】

医療保険の加入期間 : 年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日現在

年度医療保険料等			年度医療保険料等		
期 別	医療保険料等	うち未納医療 保険料等の額	期 別	医療保険料等	うち未納医療 保険料等の額
合 計			合 計		

問い合わせ先 防府市寿町7番1号 防府市 高齢福祉課 電話 25-2128

弁明の機会を付与する通知

この通知内容について特別な事情または異議がある場合には、弁明をすることができますので、下記の提出期限までに別添弁明書を提出してください。

弁明書提出期限 年 月 日

弁明書提出先 防府市 高齢福祉課

- ◎ 期日までに都合が悪く来庁できない場合は、必ずご連絡ください。
- ◎ 本通知書と行き違いに保険料を納付された場合は、ご容赦ください。

第 号
年 月 日

様

防府市長



介護保険給付の差止処分通知書

年 月 日付け 第 号で、「介護保険給付の差止予告通知書」を送付しましたが、未だ下記の医療保険料等が滞納となっていますので、介護保険法第68条第1項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて「保険給付の支払方法変更（償還払い化）及び保険給付の一時差止」の措置をとることに決定しましたので通知します。

なお、保険給付差止の記載を行いますので、介護保険被保険者証を提出してください。

提出先 防府市 高齢福祉課
提出期限 年 月 日

また、滞納保険料を完納されたり著しく減少した場合、災害その他特別な事情等があると認められる場合には、申請によりこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証をご持参の上、防府市高齢福祉課に申し出てください。

【 医療保険料等の滞納状況 】

年 月 日現在

年度医療保険料等			年度医療保険料等		
期 別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等の額	期 別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等の額
計			計		

問い合わせ先 防府市寿町7番1号 防府市 高齢福祉課 電話 25-2128

不服の申立

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県介護保険審査会に審査請求ができます。また、審査請求に対する裁決を経てなおこの処分に不服があるときは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、次のいずれかの場合を除き、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- ② 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

住所 山口市滝町1番1号 山口県健康福祉部長寿社会課内 山口県介護保険審査会 電話 083(933)2774

※ 災害その他特別な事情等については、この通知書の裏面に記載していますので、参照してください。

◎ 未納医療保険料等の完納又は著しく減少した場合若しくは、未納医療保険料等があることにつき災害その他特別な事情等

- (1) 未納となっている医療保険料等を完納した場合
- (2) 未納医療保険料等が著しく減少したと認められる場合
- (3) 当該被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、その被害額が多額で生活に重大な支障を及ぼしていると認められる場合
- (4) 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な傷害を受け、長期間入院したこと若しくは通院を要する慢性の病気にかかり、又は負傷したことにより、その者の収入が著しく減少し生活に重大な支障を及ぼしていると認められる場合（ただし、通院にあつては、当該通院によって就労が具体的に妨げられているもの）
- (5) 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少し、かつ、他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していると認められる場合
- (6) 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により生活に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していると認められる場合
- (7) 当該被保険者が被保護者である場合（ただし、当該被保険者が支払方法の変更の原因となるべき滞納に係る介護保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限り）
- (8) 当該被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給、予防接種法第12条第1号の医療費の支給、身体障害者福祉法第19条の更正医療の給付又は更正医療に要する費用の支給、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付、結核予防法第34条第1項又は第35条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法第28条第1項第1号の医療費の支給、沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給、健康保険法施行令第79条第5項、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第17条の6第5項、船員保険法施行令第3条の2の5第5項、国民健康保険法施行令第29条の2第5項、国家公務員共済組合法施行令第11条の3の2第5項（私立学校教職員共済法施行令第5条において準用する場合を含む）又は地方公務員等共済組合法施行令第23条の3第5項の規定による高額療養費の支給、老人保健法第28条第7項の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病に係る同法第17条第1項各号に掲げる給付であつて、同法第28条第7項の規定に基づき市町村長の認定を受けている者に係るもの、これらの給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める給付を受けることとなった場合

介護保険給付の差止措置終了申請書

(宛先) 防府市長

次のとおり、介護保険給付の差止措置終了を申請します。

		申請年月日	年	月	日
申請者氏名		本人との関係			
申請者住所	〒 電話番号				
被保険者番号		個人番号			
被保険者氏名	フリガナ				
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性別
					男・女
住所	〒 電話番号				
申請の理由	1. 完納 2. 公費負担医療の受給 3. 災害等 4. 長期入院等 5. その他 ※ 著しい減少の場合は、5. その他を選択 (具体的に記載して下さい。)				

処理欄	受付欄
-----	-----

様

防府市長



介護保険給付の差止措置終了決定（却下）通知書

先に申請のありました、介護保険給付の差止措置終了申請については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1_申請結果 承 認 ・ 不 承 認

2_理 由

3_承認の場合の 年 月 日
終了年月日

問い合わせ先 防府市寿町7番1号 防府市 高齢福祉課 電話 25-2128

不服の申立

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県介護保険審査会に審査請求ができます。また、審査請求に対する裁決を経てなおこの処分に不服があるときは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、次のいずれかの場合を除き、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- ② 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

住所 山口市滝町1番1号 山口県健康福祉部長寿社会課内 山口県介護保険審査会 電話 083 (933) 2774

様

防府市長



介護保険給付額減額等通知書

年 月 日にあなたは、要介護認定等の申請をされましたが、あなたの介護保険料は未納となっており、下記についてはすでに防府市が保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、さかのぼって納めていただくことができません。

保険料未納の方に対し、通常の保険給付を行うことは、被保険者間の公平を損なうことから、介護保険法第69条第1項の規定により、下記期間につき介護給付等の額の減額を行う旨並びに高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費及び特例特定入所者介護（予防）サービス費の支給を行わないことに決定しましたので通知します。

なお、災害その他特別な事情等があると認められる場合には、申請によりこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証をご持参の上、防府市高齢福祉課に申し出てください。

給付額減額の措置を行う期間 年 月 日 ~ 年 月 日

給付額減額措置の算定根拠

$$\text{給付額減額期間} = \text{保険料徴収権消滅期間} \times \frac{\text{保険料徴収権消滅期間}}{\text{保険料徴収権消滅期間} + \text{保険料納付済期間}} \times \frac{1}{2}$$

$$\text{徴収権消滅期間} : (\text{時効で消滅した保険料額} / \text{年賦課額}) + (\text{時効で消滅した保険料額} / \text{年賦課額}) + \dots = \text{年}$$

$$\text{納付済期間} : (\text{納付済額} / \text{年賦課額}) + (\text{納付済額} / \text{年賦課額}) + \dots = \text{年}$$

年度	時効で消滅した保険料額	納付済額	年賦課額	年度	時効で消滅した保険料額	納付済額	年賦課額

問い合わせ先 防府市寿町7番1号 防府市 高齢福祉課 電話 25-2128

不服の申立

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県介護保険審査会に審査請求ができます。また、審査請求に対する裁決を経てなおこの処分について不服があるときは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、次のいずれかの場合を除き、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- ② 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

住所 山口市滝町1番1号 山口県健康福祉部長寿社会課内 山口県介護保険審査会 電話 083(933)2774

※ 災害その他特別な事情等については、この通知書の裏面に記載していますので、参照してください。

(第13号様式の裏面)

◎ 居宅サービス若しくは施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難な理由としての災害その他特別な事情等

- (1) 当該被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、その被害額が多額で生活に重大な支障を及ぼしていると認められる場合
- (2) 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な傷害を受け、長期間入院したこと若しくは通院を要する慢性の病気にかかり、又は負傷したことにより、その者の収入が著しく減少し生活に重大な支障を及ぼしていると認められる場合（ただし、通院にあつては、当該通院によって就労が具体的に妨げられているもの）
- (3) 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少し、かつ、他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していると認められる場合
- (4) 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により生活に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していると認められる場合
- (5) 当該被保険者が被保護者である場合
- (6) 当該被保険者が要保護者であつて、介護保険給付額減額等の記載を受けないとしたならば保護を必要としない状態となるものである場合

介護保険給付額減額等免除申請書

(宛先) 防府市長

次のとおり、介護保険給付額減額等措置免除を申請します。

	申請年月日	年	月	日
申請者氏名	本人との関係			
申請者住所	〒			
	電話番号			
被保険者番号	個人番号			
被保険者氏名	フリガナ			
生年月日	明・大・昭	年	月	日
	性別	男 ・ 女		
住 所	〒			
	電話番号			
申請の理由	1. 災害等 2. 長期入院等 3. 被保護者 4. その他			
	(具体的に記載して下さい。)			
			
			
			

処理欄	受付欄
-----	-----

第 年 月 日 号

様

防府市長



介護保険給付額減額等免除決定（却下）通知書

先に申請のありました、介護保険給付額減額等免除申請については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1__申請結果 承 認 ・ 不 承 認

2__理 由

3__承認の場合の 年 月 日
免除年月日

問い合わせ先 防府市寿町7番1号 防府市 高齢福祉課 電話 25-2128

不服の申立

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県介護保険審査会に審査請求ができます。また、審査請求に対する裁決を経てなおこの処分に不服があるときは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、次のいずれかの場合を除き、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- ② 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

住所 山口市滝町1番1号 山口県健康福祉部長寿社会課内 山口県介護保険審査会 電話 083 (933) 2774